

懲戒処分原案の基準(一覧)

非違行為の内容	免職	停職	減給	戒告	備考
1 一般服務関係					
(1)欠勤					
イ 10日以内の無断欠勤			●	●	
ロ 11日以上20日以内の無断欠勤		●	●		
ハ 21日以上無断欠勤	●	●			
(2)遅刻・早退				●	
(3)休暇の虚偽請求			●	●	
(4)勤務態度不良			●	●	
(5)職場内秩序びん乱					
イ 他の職員に対する暴行による場合		●	●		
ロ 他の職員に対する暴言による場合			●	●	
(6)虚偽報告等			●	●	
(7)秘密の漏えい等					
イ 故意により職務上の秘密を漏らし、公務運営に支障を生じさせた場合	●	●			
ロ 重過失により職務上の秘密を紛失し又は盗難に遭って、公務運営に支障を生じさせた場合			●	●	
(8)個人情報の漏えい等					
イ 故意により業務に係る重要な個人情報を漏らし、公務運営に支障を生じさせた場合		●	●		
ロ 重過失により業務に係る重要な個人情報を紛失し又は盗難に遭って、公務運営に支障を生じさせた場合			●	●	
(9)個人の秘密情報の目的外収集			●	●	
(10)政治的行為の制限違反					
イ 地公法36条第1項若しくは第2項又は教特法第18条第1項に違反する場合(直接運動)			●	●	
ロ 地公法36条第3項又は教特法18条第1項に違反する場合(あおり・そそのかし等)		●	●		
(11)違法な職員団体活動					
イ 地公法37条第1項前段に違反する場合(直接参加)			●	●	
ロ 地公法37条第1項後段に違反する場合(あおり・そそのかし等)	●	●			
(12)営利企業等の従事許可を得る手続きの怠等			●	●	
(13)不適正な事務処理等			●	●	
(14)収賄等					
イ 職務行為の対価として供応接待等を受け、又はその要求等をした場合	●	●			
ロ 利害関係者からの金銭等贈与、無償役務提供を受けた場合		●	●		
ハ 利害関係者からの供応接待を受け、又は利害関係者の負担で食事等をした場合			●	●	
2 公金・公物の取扱い等					
(1)横領・窃盗・詐取	●				
(2)紛失・盗難				●	
(3)損壊			●	●	
(4)失火・爆発				●	
(5)給与等の違法支払・不適正受給		●	●	●	
(6)公金等処理不適正			●	●	
(7)コンピュータの不適正利用			●	●	
3 公務外非行関係					
(1)放火・殺人	●				
(2)傷害		●	●		
(3)暴行・けんか			●	●	
(4)器物損壊			●	●	
(5)窃盗・強盗					
イ 窃盗	●	●			
ロ 強盗	●				
(6)詐欺・恐喝	●	●			
(7)横領					
イ 横領	●	●			
ロ 占有離脱物横領			●	●	
(8)賭博					
イ 賭博			●	●	
ロ 常習賭博		●			
(9)麻薬等の所持・使用	●				
(10)酩酊による粗野な言動等			●	●	
4 飲酒運転・交通事故等					
(1)飲酒運転・飲酒運転ほう助					
イ 飲酒運転	●				特に酌量すべき事情があれば、停職とすることができる。
ロ 飲酒運転のほう助	●	●	●		減給5月以上
(2)飲酒運転以外の重大な交通事故	●	●	●	●	
(3)その他の交通法規違反		●	●	●	
5 セクシュアル・ハラスメント等					
(1)悪質なセクシュアル・ハラスメント等					
イ 悪質なセクシュアル・ハラスメント等を行った場合	●	●			
ロ 被害者が児童生徒であるとき	●				
(2)セクシュアル・ハラスメント					
イ セクシュアル・ハラスメントを行った場合			●	●	
ロ 被害者が児童生徒であるとき		●	●	●	
(3)パワー・ハラスメント	●	●	●	●	
6 体罰等					
(1)死亡等	●	●			
(2)傷害					
イ 重傷を負わせた場合		●	●		
ロ 態様が特に悪質である場合	●	●			
(3)不適切言動					
イ 重大な精神的苦痛を与えた場合			●	●	
ロ 態様が特に悪質である場合		●	●		
(4)その他(繰り返し体罰を行った場合)			●	●	
7 管理監督責任					
(1)指導監督等不適正			●	●	
(2)隠蔽・黙認等		●	●		